

北九州市健康づくりインセンティブ事業協賛店登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市（以下「市」という。）が実施する健康づくりインセンティブ事業（以下「本事業」という。）に応募した者に対し、物資やサービス等を提供する「協賛店」の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、健康づくりの方法や重要性を広く普及啓発するとともに、介護予防・生活習慣改善等の取組みや健康診査の受診等をポイント化し、そのポイントで特典に応募できるようにすることで、生涯を通じた市民の自主的かつ積極的な健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「協賛店」とは、第5条及び第6条の規定に基づき登録の承認を受け、本事業の応募者に対し、あらかじめ登録した物資やサービス等を提供する店舗又は施設（以下「店舗等」という。）をいう。

2 この要綱において、「北九州市健康づくりインセンティブ事業優待カード」（以下「優待カード」という。）とは、市が定める健康づくり活動に取り組み、一定のポイントを付与されたものに対して紙もしくはスマートフォン用北九州市健康づくりアプリ「GO!GO!あるくっちゃKitaQ」（以下「アプリ」という。）上で交付するカードをいう。

3 この要綱において、「事務局」とは、本事業の運営を市が委託した事業者をいう。

(内容)

第4条 協賛店の支援内容は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 来店者への優待サービス提供
- (2) 賞品の提供
- (3) その他、市が支援内容と認めるもの

(登録対象)

第5条 協賛店として登録の対象となることができる者は、事業を営む個人又は法人とする。

2 前項の規定にかかわらず、北九州市広告掲載基準第4条の各号のいずれかに該当する業種又は事業者は、登録の対象としない。

(協賛店の登録)

第6条 店舗等の代表者で、協賛店として登録しようとする者は、「健康づくりインセンティブ事業専用ホームページ」（以下「ホームページ」という。）の登録フォームへの入力、もしくは事務局へ登録申込書（第1号様式）を郵送またはFAXにて送付により、申し込みを行う。

2 事務局は、店舗等の代表者から登録の申し込みがあったときは、その内容を審査し、本事業の

目的に反すると認められる場合又は第5条第2項に該当する場合を除き、承認するものとする。

- 3 店舗等の代表者で、協賛店として登録しようとする者のうち、飲食店や持ち帰り・配達飲食サービス店、食料品販売店に該当する者で本市「きたきゅう健康づくり応援店」事業に登録のない者は、「きたきゅう健康づくり応援店」事業に登録することを推奨する。
- 4 事務局は、協賛店の情報（企業・団体名、店舗等の名称、住所、電話番号、店舗等の紹介、サービス内容、URL、営業時間、休業日、駐車場、その他の必要な情報）について、ホームページに掲載する。
- 5 店舗等の代表者は、登録の申し込みを行った時点で、前項の店舗情報を掲載することに承諾したものとする。

（協賛店の利用方法）

第7条 協賛店のうち第4条第1号に該当する店舗等は、本事業の応募者が優待カードを紙もしくは、アプリ上で提示した場合、登録した優待サービスを提供する。

（登録内容の変更）

- 第8条 店舗等の代表者は、登録した内容に変更が生じた場合は、速やかに登録内容の変更届（第2号様式）を事務局に提出するものとする。
- 2 事務局は、前項の変更届が提出された場合、内容を審査した上で、ホームページの情報を変更する。

（登録の廃止）

- 第9条 店舗等の代表者は、協賛店としてのサービスを停止する場合又は店舗等を廃止する場合は、登録の廃止届（第3号様式）を事務局へ届け出なければならない。
- 2 事務局は、廃止届が提出された場合、ホームページ上の当該店舗等の情報を削除するものとする。

（登録の取消）

- 第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、事務局は、協賛店の登録を取り消すものとする。
- （1）この要綱に反する行為があったと認められる場合
 - （2）本事業の社会的信用を損なう恐れがあるなど、協賛店として不適切と認められる場合

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月14日から施行する。